

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 中 川 純

下記により入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」等ご了承の上ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

契約管理番号	件 名	履 行 期 限	履 行 場 所
G26-S26-2000481534-00	準備工事／観音崎礼砲	令和9年3月19日(金)	仕様書のとおり

2 入札の日時及び場所

- 日 時 令和8年11月5日(木) 11:00 (集合場所：契約課事務室)
- 場 所 〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地
横須賀地方総監部経理部契約課入札室
- その他 郵送による入札書の受領期限 令和8年11月2日(月)

3 「入札及び契約心得」及び「契約条項」を示す場所

〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課事務室

4 入札参加申込の日時及び場所等

- 日 時 公告日 ～ 令和8年10月30日(金)
8:00～12:00 及び 13:00～16:45 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 場 所 海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課事務室
- 申 込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに仕様書を受領すること。

ア 提出書類

- 入札・オープンカウンター参加申込用紙
- 資格審査結果通知書(写し)

イ 申込および受領方法

- 直接受領
- F A X
- 返信用封筒(上記申込期限の土、日、祝日を除く5日前必着で申込むこと。)

5 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札価格(入札書に記載した金額の100分の10(軽減税率対象品目については、100分の8)に相当する額を加算した価格)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

6 適用する契約条項等

役務請負契約一般条項

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項(条件による。)

7 契約書の作成

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額(落札価格)が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

8 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、入札参加申込の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。

10 その他

- (1) 入札の無効
 - ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
 - イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者
- (2) その他
 - ア 添付書類：あり
 - イ 仕様書等で同等品が認められ、かつ、同等品にて入札に参加する場合は、規定様式により調達要求元へ同等品であることの申請を行い、承認を受けること。
 - ウ 郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留又は簡易書留により、第2項（3）に記載する期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式（入札書を郵送した場合の通知書）によりFAXすること。
郵送先：〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課
FAX：046-822-3842（外線直通）横須賀地方総監部経理部契約課契約係
 - エ この入札についての問い合わせは、横須賀地方総監部経理部契約課契約係まで。
電話：046-822-3500（内線2178）

契約管理番号：G26-S26-2000481534-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	_____	仕様書番号	_____
名 称	準備工事／観音崎礼砲	防衛大臣承認年月日	_____
		作成年月日	令和8年8月31日
		改正年月日	_____
		横須賀造修補給所	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、準備工事／観音崎礼砲（以下、役務という。）について規定する。

- a) **履行期間** 契約締結後～令和9年3月19日
b) **履行場所** 神奈川県横須賀市鴨居4－3及び受注者工場等（付図1及び付図2参照）

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、引用文書に定める事項と、この仕様書に規定する事項が相違する場合には、法令等を除き、この仕様書を優先する。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（通知）（防整技第5054号令和2年3月30日）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年度版

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

外・内柵設計指針について（通知）（防整技第7378号 28. 4. 1）

b) 関連文書

労働安全衛生法（第57号第41条 昭和47年）

海上自衛隊補給実施要領（補本装第2072号 18. 12. 27）

国土交通省営繕工事写真要領（国営建技第13号 5. 3. 1）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

観音崎礼砲の換装（撤去及び新規器材の設置のことをいう）の現状調査として次の事項を中心に調査を行う。

なお、調査には換装に必要な重機の使用可否を検討するためのボーリング調査を含むものとする。

a) 現在の礼砲の撤去に必要な工法及び経費等の調査

ただし、撤去した礼砲の搬入先は横須賀造修補給所資材部とする。

- b) 新礼砲の定盤を設置するために付図3及び付図4を標準とした必要な設計、工法、使用材料及び経費等の調査

- c) **調査報告書（仕様書（案））の作成** 契約相手方は上記 a) から c) 項の調査結果を取りまとめ、調査報告書を作成する。当該調査報告書には、換装役務の付帯工事の内容及び設計図を含めた仕様書（案）並びに当該設計の根拠となる解析の過程及び結果を含むものとする。
- d) **報告会議** 契約の相手方は5回の報告会議等を開くものとし、開催地のうち3回は神奈川県横須賀市西逸見町無番地 海上自衛隊横須賀造修補給所または同市長浦町1丁目1555番地の海上自衛隊横須賀陸警隊を標準とし、残りの2回は現場説明とする。

2.2 作業時間について

作業時間は、原則平日の8時から16時45分の間とする。

3 監督・検査

3.1 監督

仕様書に規定する全ての役務を円滑に実施するため契約の相手方と連絡、調整、立会、書類審査、確認等の方法により必要な監督を行うものとする。

3.2 検査

仕様書に規定する全ての役務完了の確認を契約の相手方及び検査官立会のうへ、現場確認及び書類審査を行うものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

この役務における提出書類は表1による。

表1－提出書類

書類名	部数	提出時期	提出先	記 事
予定工程表	1	契約締結後、速やかに	監督官	様式適宜
実施工程表	1	役務終了後、速やかに	監督官	様式適宜
調査工事報告書	1	役務終了後、速やかに	監督官	様式適宜
終了届	3	役務終了後速やかに	監督官	経理執務要領別紙様式第29

4.2 安全管理

安全管理は、契約の相手方の責任において実施するものとし、官側に故意又は重過失がない限り、発生した事故等について、官側は一切その責任を負わないものとする。

4.3 事故防止等

- a) 作業場所への立入時、自衛隊車両及び隊員並びに民間車両及び通行人と物理的接触がないように十分留意する。
- b) 契約の相手方は、この役務の実施において、物品及び施設に損傷を与えないように

措置するとともに、必要に応じて立入禁止，作業実施中等の表示及び警戒員の配置を行い，事故防止に万全を期するものとする。

- c) 契約の相手方は，物品及び施設に損傷を与えた場合は，現場を保全したうえで速やかに監督官に届け出るものとし，応急措置を除き官側に無断で修復等を行ってはならない。

4.4 秘密保全

契約の相手方は，この役務全般において守秘義務を負うものとし，この役務で知りえた官有施設の状況等，一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

なお，作業従事者は，契約の相手方において完全に身上を把握しており，身元保証される者に限るものとする。

4.5 入門手続き等

入門手続き等は，次による。

- a) 役務関係者等の構内立入りにについては，監督官の指示に従うものとする。
b) 構内においては，役務関係地区以外への立入り及び役務目的以外の写真撮影は禁止する。

4.6 契約相手側の技術資料の入手

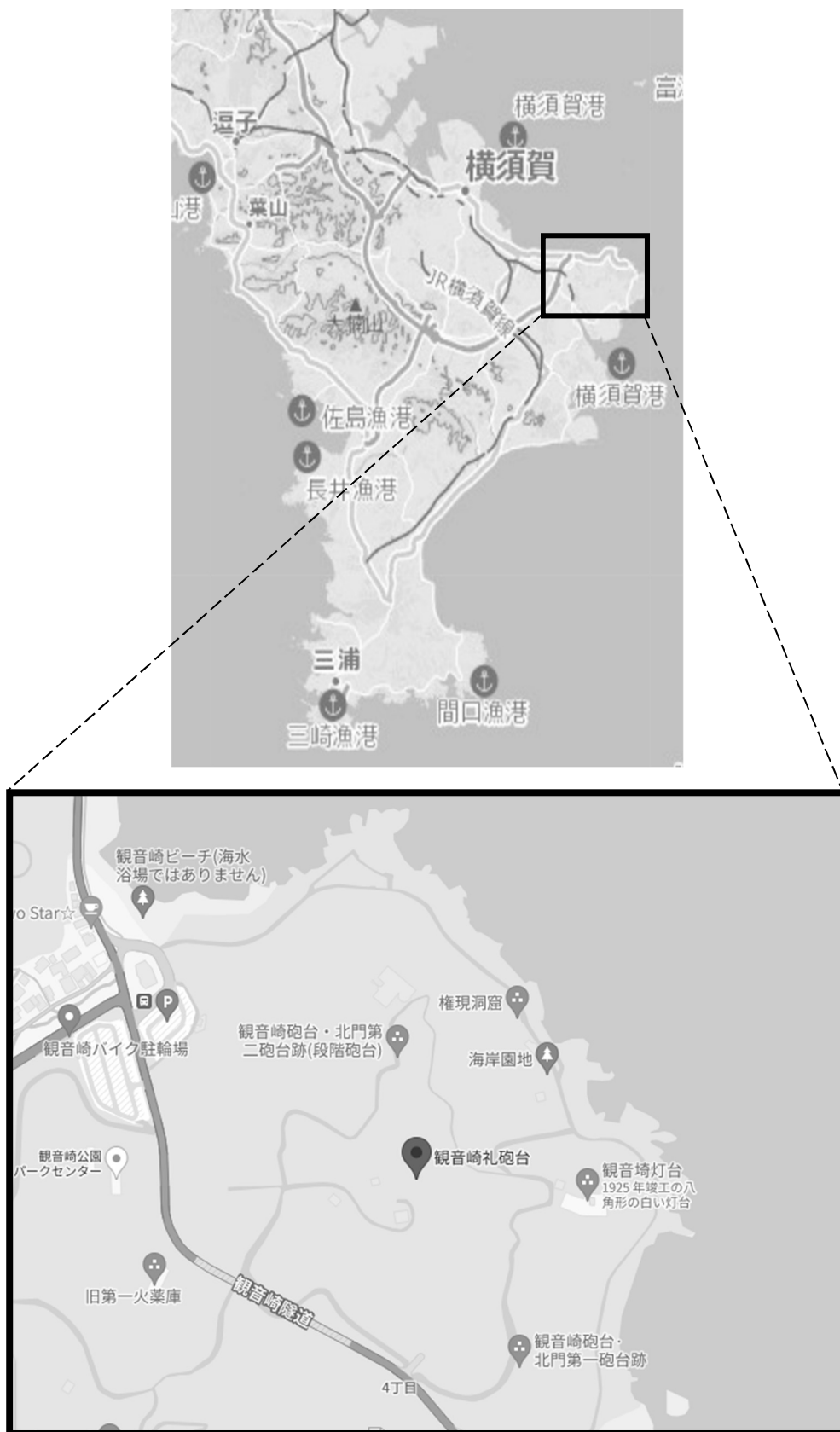
契約の相手方は，新礼砲の換装に関し，新礼砲の製造会社（株式会社 日本製鋼所）と所要の契約等に基づき第2条1項 c) を実施するために必要な技術資料を入手するものとする

4.7 官側への支援等

契約の相手方は，役務に対する要求に関し，前項の規定によるもの以外に関して，必要な資料等に関し，官が可能な範囲で提供（貸出等を含む）を受けられるものとする。

4.7 仕様書の疑義

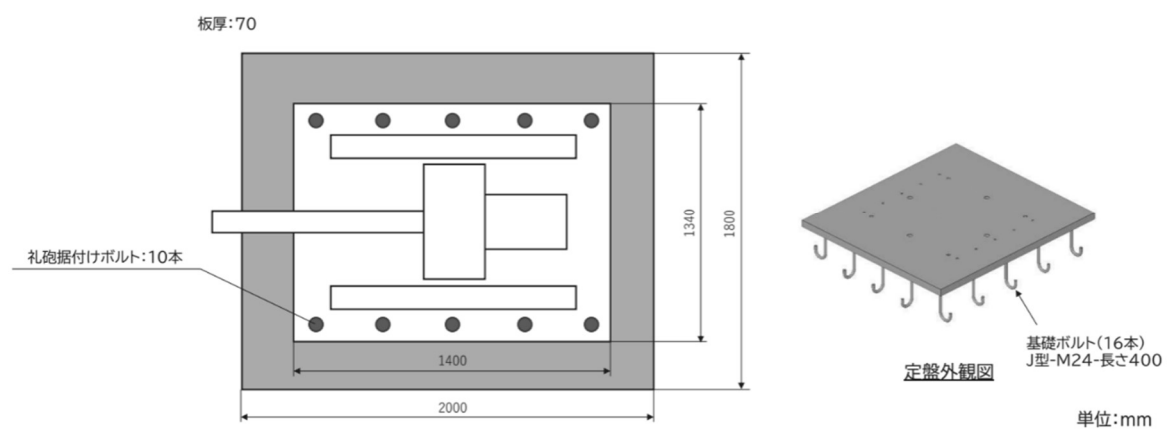
この仕様書において疑義が生じた場合は，監督官を経由し契約担当官等と協議するものとする。



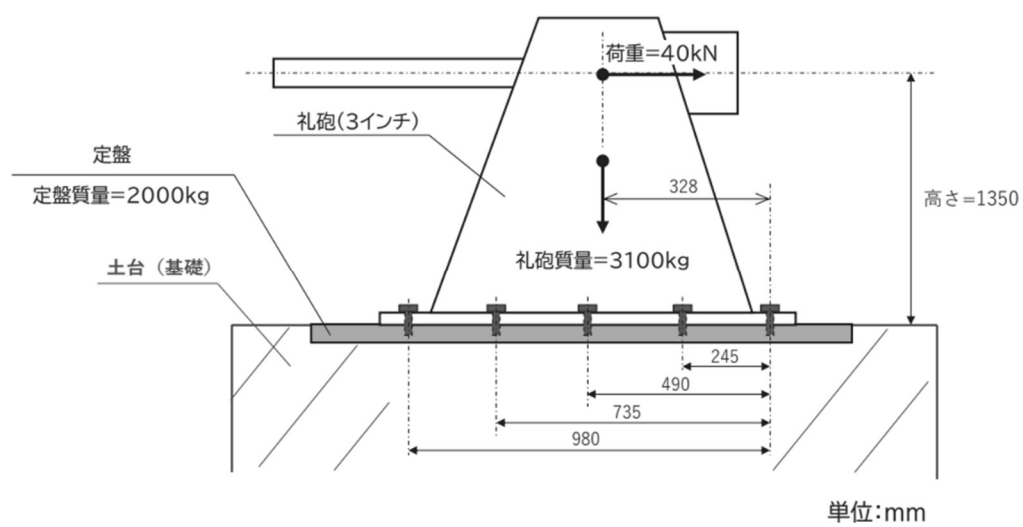
付図1 観音崎礼砲台位置



付図2 礼砲現況



付図3 定盤



付図4 質量及び荷重